

# 仙台高等専門学校とスリーエム仙台市科学館との連携協定に基づいた事業に関する実施細目

令和4年8月25日

## 第1 総則

この実施細目は、仙台高等専門学校（以下「甲」という。）とスリーエム仙台市科学館（以下「乙」という。）との連携協力に関する協定書（令和4年8月25日締結）に基づいた事業の実施に関し必要な事項を定める。

## 第2 産学連携や学術研究により生み出された科学技術に関する展示

甲及び乙は、未来社会につながる科学技術を子供や大人に分かりやすく伝える普及啓発のための展示を共同で行う。

甲は、産学連携や学術研究により生み出された先端的な科学技術をわかりやすく伝える展示物（装置、解説パネル等）を製作する。

乙は、展示物を設置する場の提供を行う。

## 第3 科学コミュニケーターの体験事業

甲及び乙は、科学コミュニケーターによる科学技術の普及啓発活動を共同で行う。

甲は、科学技術に携わる人材の育成に繋げるため、科学コミュニケーターとして教職員及び学生を派遣する。

乙は、活動の場の提供、イベントに使用する用品等の調達を行う。

甲及び乙は、活動計画を策定し、計画に基づき連携してイベントの準備作業、広報等を行う。

## 第4 オープンイノベーションの推進

甲及び乙は、地域におけるオープンイノベーション創出の機運醸成を図るため、学術研究や産学連携における研究開発の成果を広く公開するプラットフォームを共同で運用する。

甲は、学術研究や産学連携により知的財産権を取得し、社会実装を目指している要素技術について、展示物（装置、解説パネル等）を製作する。

乙は、展示物を設置する場の提供を行う。

甲及び乙は、当該展示を契機に、地域の企業、大学、研究機関等への広報を積極的に展開し、既存技術とのマッチングや新たな事業アイデアの創出に繋げるための環境や体制の整備を目指す。

## 第5 その他

その他、この細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して決める。

## 附 則

この実施細目は、令和4年8月25日から実施する。